

公立大学法人山梨県立大学事務局に関する規程

(平成22年4月1日制定 法人2801号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第21条第2項に基づき、公立大学法人山梨県立大学(以下「法人」という。)事務局の組織等について定める。

第2章 組織

(事務局長)

第2条 法人に、事務局長を置く。

2 事務局長は、理事長が任命し、理事長の命を受け、事務を処理する。

(事務局次長)

第3条 法人に、事務局次長(以下「次長」という。)を置き、職員をもって充てる。

2 次長は、事務局長の命を受け、事務を処理する。

3 次長は、次の事務を担当する。

- (1) 法人の事務に関する総括及び総合調整に関すること
- (2) 法人の会計事務及び資産管理の総括に関すること
- (3) 人権委員会に関すること
- (4) 後援会及び同窓会に関すること

(課及び室)

第4条 法人に、総務課、経営企画課、教務連携課、学生支援課、図書課及び池田事務室を置く。

(総務課)

第5条 総務課においては、次の事務を担当する。

- (1) 役員の報酬及び教職員の給与等に関すること
- (2) 教職員の福利厚生及び共済に関すること
- (3) 教職員の人事及び服務に関すること
- (4) 物品等の購入、修繕及び処分に関すること
- (5) 契約事務に関すること
- (6) 収入及び支出に関すること
- (7) 決算に関すること
- (8) 現金、預貯金及び債権の管理に関すること(資金の調達運用を除く)
- (9) 施設等の維持管理、修繕に関すること
- (10) 警備及び防災に関すること
- (11) 情報公開及び個人情報保護に関すること
- (12) 知的財産に関すること
- (13) 科学研究費補助金等外部資金に関すること
- (14) 栄典及び表彰に関すること
- (15) 衛生管理業務計画の策定・実施に関すること
- (16) 教職員の健康管理、健康診断、健康相談に関すること
- (17) 教職員の職務復帰に係る支援に関すること
- (18) 法人規程及び大学規程等に定める委員会等の庶務に関すること
- (19) 前各号に掲げるもののほか、他の課及び室の所掌に属さない事務に関すること

(経営企画課)

第6条 経営企画課においては、次の事務を担当する。

- (1) 役員会に関すること
- (2) 経営審議会に関すること
- (3) 教育研究審議会に関すること
- (4) 理事長選考会議に関すること

- (5) アドバイザリーボードに関する事
- (6) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事
- (7) 自己点検評価及び認証評価に関する事
- (8) 組織の設置及び改廃に関する事
- (9) 教職員の人員管理に関する事
- (10) 教職員の評価に関する事
- (11) 職員の研修に関する事
- (12) 予算の編成、配分及び執行管理に関する事
- (13) 資金計画、運用及び調達に関する事
- (14) 諸規程の制定、改廃に関する事
- (15) 法人規程及び大学規程等に定める委員会等の庶務に関する事
- (16) 契約事務に関する事
- (17) 収入及び支出に関する事
- (18) 決算に関する事
- (19) 科学研究費補助金等外部資金に関する事
- (20) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する事

(教務連携課)

第7条 教務連携課においては、次の事務を担当する。

- (1) 授業の計画及び実施、学年歴、シラバス、時間割、実習等に関する事
- (2) 非常勤講師に関する事
- (3) 学生の国家試験、資格取得に関する事
- (4) 教育職員免許状に関する事
- (5) 教授会、研究科委員会及び専攻科委員会に関する事
- (6) 地域研究交流センター（運営委員会を含む）に関する事
- (7) 公開講座に関する事
- (8) 大学コンソーシアムに関する事
- (9) 地域人材養成センター（運営委員会を含む）に関する事
- (10) 法人規程及び大学規程等に定める委員会等の庶務に関する事
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教務に関する事

(学生支援課)

第8条 学生支援課においては、次の事務を担当する。

- (1) 学生の入学、卒業その他学生の移動に関する事
- (2) アドミッションズ・センターに関する事
- (3) 大学入学共通テストに関する事
- (4) 入学試験に関する事
- (5) 入学料・授業料の徴収、免除に関する事
- (6) 入学式、学位授与式に関する事
- (7) 学生証、成績証明書等各種証明書に関する事
- (8) 学生相談に関する事
- (9) 学生の表彰及び懲戒に関する事
- (10) 学生の奨学金に関する事
- (11) 国際教育研究センター（運営委員会を含む）に関する事
- (12) ホームページの運営管理に関する事
- (13) キャリアサポートセンター（運営委員会を含む）に関する事
- (14) 学生の就職、進学の手導助言等に関する事
- (15) 学生のインターンシップに関する事
- (16) 学生のキャリア形成支援に関する事
- (17) 国民年金保険料の学生納付特例の申請に関する事
- (18) 学校保健計画の策定・実施に関する事
- (19) 学生の健康管理、健康診断、健康教育に関する事
- (20) 学生のメンタルヘルス相談に関する事

- (21) 応急処置に関すること
- (22) 法人規程及び大学規程等に定める委員会等の庶務に関すること
- (23) 前各号に掲げるもののほか、学生支援に関するこ

第9条 削除

(図書課)

第10条 図書課においては、次の事務を担当する。

- (1) 図書館（運営委員会を含む）に関すること
- (2) 図書館の資料に関すること
- (3) 文献調査及び情報検索等の参考調査業務に関すること
- (4) 他の図書館、類縁機関等との相互利用に関すること
- (5) 相互貸借、文献複写に関すること
- (6) 機関リポジトリに関すること
- (7) 利用者教育に関すること
- (8) 法人規程及び大学規程等に定める委員会等の庶務に関すること

(池田事務室)

第11条 池田事務室においては、池田キャンパスに係る次の事務を担当する。

- (1) 物品等の購入、修繕及び処分に関すること
- (2) 契約事務に関すること
- (3) 収入及び支出に関すること
- (4) 現金の管理に関すること
- (5) 施設等の維持管理、修繕に関すること
- (6) 警備及び防災に関すること
- (7) 科学研究費補助金等外部資金に関すること
- (8) 学生の入学、卒業その他学生の異動に関すること
- (9) 授業の計画及び実施、学年暦、シラバス、時間割、定期試験、実習等に関する
こと
- (10) 非常勤講師に関すること
- (11) 入学試験に関すること
- (12) 学生証、成績証明書等各種証明書に関すること
- (13) 学生相談に関すること
- (14) 学生の表彰及び懲戒に関すること
- (15) 学生の奨学金に関すること
- (16) 学生の国家試験、資格取得に関すること
- (17) 教育職員免許状に関すること
- (18) 公開講座に関すること
- (19) 教授会及び研究科委員会に関すること
- (20) 看護実践開発研究センター（運営委員会を含む）に関すること
- (21) 看護学部の学部委員会等に関すること
- (22) 入学式、学位授与式に関すること
- (23) 学校保健計画の策定・実施に関すること
- (24) 学生の健康管理、健康診断、健康教育に関すること
- (25) 学生のメンタルヘルス相談に関すること
- (26) 応急処置に関すること
- (27) 衛生管理業務計画の策定・実施に関すること
- (28) 教職員の健康管理、健康診断、健康相談に関すること
- (29) 教職員の職務復帰に係る支援に関すること
- (30) 法人規程及び大学規程等に定める委員会等の庶務に関すること
- (31) 前各号に掲げるもののほか、池田キャンパスに関するこ

第3章 監査室

(監査室)

第12条 理事長の下に監査室を置く。

2 監査室は、次の事務を担当する。

(1) 監事の業務を補佐すること

(2) 業務監査に関すること

(3) 会計監査に関すること

(4) 会計検査院等による外部監査に関すること

(5) その他監査の目的を達成するために必要な事項

3 監査室に室長を置く。

4 室長は、理事長の命を受け、その所掌の事務を処理する。

第4章 職の設置

(課長及び室長)

第13条 課及び室に、課長及び室長を置き、職員をもって充てる。

2 課長及び室長は、上司の命を受け、事務を処理する。

(課長及び室長以外の職)

第13条の2 課及び室に、前条第1項に規定する課長及び室長以外に、主幹、副主幹、主査、副主査、主任、主事、司書、臨床心理士及び保健師を置くことができ、職員をもって充てる。

2 前項の職にある者は、上司の命を受け、事務を処理する。

(リーダー及びチーフ)

第14条 課及び室に、リーダー及びチーフを置くことができる。

2 リーダーは、主幹、副主幹、主査又は副主査の職にある者のうちから事務局長が任命する。

3 チーフは、主任の職にある者のうちから事務局長が任命する。

4 リーダー及びチーフは、課長又は室長を補佐する。

第15条 削除

第5章 雑則

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 2 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。